

青松倶楽部に関する取決め

第1編 総則

第1章 通則

(本取決めの目的)

第1条 この取決めは、青松倶楽部に関して、統一的に規律することによって、青松に関連する活動における公正の確保と透明性の向上、情報流出の防止を図り、もって関係者と倶楽部非公開情報を知った非関係者の権利利益の保護に資することをその目的とします。

(定義)

第2条 この取決めにおいて、次の各号の用語は、各号に示すとおりです。

- ① 「青松」とは、代表(進村耕喜)が自身の研究活動をするに際して用いる通称をいいます。
- ② 「青松倶楽部」とは、青松が役員および会員をもって構成する、会員制の団体をいいます。以下「倶楽部」といいます。
- ③ 「役員」とは、会員の中から任命され、倶楽部の運営を担う者をいいます(第16条(役員)参照)。

- ④ 「会員」とは、第3編第30条第2号(定義)において定義される青松倶楽部の会員です。
- ⑤ 「青松式地震予測法」とは、観天望震法に類似する、右代表が行う衛星写真を用いた地震発生予測法をいいます。社会的に通説的支持を受けたものではありません。以下「本予測法」といいます。
- ⑥ 「青松非公開情報」とは、地震予測関連情報と倶楽部非公開情報をその内容とします。
- ⑦ 「地震予測実験情報」とは、本予測法に基づいて青松が実験室の責任においてする、未来の地震発生に関する予測実験情報等をいいます。以下「実験情報」といいます。ただし、実験情報を利用する者は、次のことを認識しなければなりません。すなわち、実験情報は、青松によって長年蓄積された研究データによって生み出された青松式地震予測法という仮説に基づく実験結果として得られ、青松の責任において発表される情報であり、100%の確実性をもった情報でもなく、デマにより社会不安を冗長することを意図した情報でもなく、気象庁に申請して、(参考サイトのアドレスは、次のとおり。<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/kyoka.html>)許可を得る予報・警報という性質を有するものでもありません。
- ⑧ 「倶楽部非公開情報」とは、Aomatsu.jp以下のサイト、旧青松関係サイト、メールに記載された会員限定情報で、実験情報に関連しないものをいいます。

(本取決めの適用対象者)

第3条 青松非公開情報の取得・利用に際して、本取決めに遵守することに同意する必要があることを理由として、対象者は、青松非公開情報を知り、または利用する者であって、本取決めにつき知る者、または本取決めに知らないことにつき過失がある者すべてとします。

第2章 禁止事項

(同一事項と誤認させる名称の使用禁止)

第4条 第2条①②⑤に掲げる各用語、または、それらとの分別に際し紛らわしい表現は、他の事項を意味する名称として用いてはなりません。

(本予測法により得られた実験情報報等の利用に関する制限)

第5条 青松非公開情報、または、それに類似する情報を、右代表の許可なく同居家族以外の第三者に通知することを禁止します。

第3章 罰則

(罰金)

第6条 第4条と第5条に違反した者は、右代表に対し、罰金として30万円を支払う義務を負います。

(違反者の損害賠償責任)

第7条 第4条と第5条及び3編に違反して右代表または会員に損害を与えた者は、罰金に加え一般の損害賠償責任を負います。

第4章 変更権

(変更権の所在)

第8条 第1編は会長が改正権を持ちます。

(変更の手続)

第9条 第1編を改正するには、会長が効力発生日2週間前までに会員に改正案を通知し、総特別会員の過半数が、メールにより、理由ある異議を唱えないことが必要です。

(変更に関する不服のある会員の権利)

第10条 改正案に関する不服のある全ての会員は、右代表に対して、メールにより意見書を提出できます。

2 前項により意見を述べたが、それを受けても修正されない改正案に関する不服があるか、もしくは修正された改正案に納得できない会員は、会員規約によって定められた規定に関わらず、改正規約施行日以降の会費分の金額を受け取ることが出来ます。

第2編 青松倶楽部定款

第1章 通則

(名称)

第11条 本倶楽部は、青松倶楽部と称する。

(目的)

第12条 倶楽部は、会員の交流機会の提供と青松式地震予測法の普及・発展を図り、もって会員の生命保護し、地震予測活動をする団体としての実体を確保することをその目的とします。

(本部)

第13条 本倶楽部は、愛知県豊田市若林東町をその本部の所在地とします。

(活動)

第14条 第12条の目的の達成のため、次の活動を行なう。

- ① 会員が本予測法を参考にして地震予測に関する研究をし、もって地震予測研究の発展・会員の生命保護を図る活動
- ② 会員が第58条経費を負担し、もって地震予測研究の発展と地震予測活動をする団体の経済的基盤確保を支援する活動
- ③ 会員相互の交流等により防災への意識を高め、もって会員の生命を保護を図る活動
- ④ 会員相互の親睦を図る活動

(具体的事業)

第15条 本倶楽部は、第12条の目的を達成するため、次の事業を行ないます。

- ① メールや公式サイトへの書き込みにより、実験情報の発信に係わる事業
- ② 将来発生の大震災に対する防災・会員交流を目的とした勉強会等の事業
- ③ 家具止めの指導や、木造住宅簡易耐震診断による防災のための事業
- ④ 来賓(被災体験者等)を迎え、地震の体験談を聞く事により、防災に対する意識や知識の促進を図る事業
- ⑤ 差し迫った地震の予兆を示す宏観現象における異常を、会員が察知するため、公式サイト(<http://aomatsu.jp/club>)において情報交換の場を提供する事業
- ⑥ 地震発生後の地震災害に対処するため、地震発生後に、各地会員からの的確な状況報告を受けて、地震に関する情報を収集・交換をする事業
- ⑦ 公式サイトにおいて、防災や地震予測研究などに役立つ宣伝活動その他間接的にでも有益な情報を発信する事業
- ⑧ 会員が新たに会員になろうとする者を紹介し、会員の輪を広げ、自身予測団体としての基盤を確保する事業
- ⑨ その他目的を達するために必要な事業

第2章 機 関

(役 員)

第16条 本倶楽部には次の役員を置くものとします。

①本 部

会長	1名	進村耕喜
副会長	1名	支部長代表
事務局長	1名	支部事務代表
監事長	1名	支部監事代表
評議委員	3名以上	各分野代表の者

②支 部

支部長	1名
支部事務	1名以上
支部監事	1名

- 役員は、特別会員であることを要します。
- 役員は、会長が選任します。
- 会長の地位は、会長の意思に基づき譲渡できます。

(役員 の 任 期)

第17条 会長は、倶楽部が解散し、または会長に事故がない限り、その地位を有します。

- 会長以外の役員の任期は2年とし、4月1日から起算します。
(定款作成年度においては、施行の日から翌年3月31日までを1年とします。)但し、重任・再任は妨げません。

(職 務)

第18条 会長は、倶楽部を代表・総理し、全ての職務を遂行・委任でき、他の役員を合理的な理由に基づき任免できる。

- 副会長は、会長を補佐し、各支部のとりまとめを行ないます。また、会長が職務を執行できない場合、会長の意思に沿って職務を代行します。
- 事務局長は、倶楽部全体の事務・会計を行ないます。
- 監事長は、倶楽部全体の会計及び業務を監査し、総会に報告します。
- 評議委員は、総会・研究会時に倶楽部運営について意見を述べ、指導を行います。
- 支部長は、各支部を代表し、各支部を総理します。
- 支部事務は、事務長の補佐をします。
- 支部監事は、各支部の会計及び業務を監査し、本部に報告します。

第3章 会議

(会議の種類)

第19条 会議の種類として、各支部会、全体総会及び役員会を設置します。

(支部会)

第20条 支部会は、各支部の特別会員および会長を構成員とし、必要に応じて支部長が招集し、支部長が議長となります。

2 支部会における決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該支部会の総特別会員の2分の1以上の出席を定足数とし、出席した特別会員の議決権の過半数をもって行います。ただし、都合により出席できない者は、会長へのみ委任でき、会長への委任をもって、出席し会長と同意見であるとみなします。

2 支部会は、次の事項を総会に提出するための準備として、次の事項を討論し決議します。

- ① 支部単位の事業計画案・事業報告
- ② 支部単位の予算案・決算報告
- ③ その他、支部長が総会に提出すべきと認めた議題・議案

3 支部長は、支部会の議決の概要を遅滞なく会長へ通知し、その詳細を役員会で報告する義務を負います。

(全体総会)

第21条 毎年1回5月までに会長が招集し、会長が議長となります。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に全体総会を開

催するができ、また本文に関わらず、総特別会員の2分の1が出席の意思表示をしない場合は開催しません。

2 全体総会又は臨時全体総会における決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総特別会員の2分の1の出席を定足数とし、出席した特別会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は、会長の意見を決議とします。ただし、都合により出席できない者は、会長へのみ委任でき、会長への委任をもって、出席し会長と同意見であるとみなします。

3 全体総会では、次の事項の決議または報告をします。

- ①事業計画に関する承認決議及び為された事業の報告
- ②予算及び決算に関する報告
- ③会長による会長以外の役員任命に関する承認決議
- ④支部会で決議された事項
- ⑤研究会の内容に関する事項
- ⑥会長が特に必要と認めた事項

4 議案の提出権は、会長と支部長にあります。

5 会長が提出した議案の承認決議が否決された場合は、会長は遅滞なく修正案を作成し、その内容を会員にメールで発信し、当該メール発信後2週間以内に総特別会員の過半数による理由ある異議がない場合、修正案は可決されたとみなします。

6 事務局長は、全体総会の議事内容を記録し、書面と保護されたPDFとして保管し、会長にその複製を保管させる義務を負います。特別会員の開示請求があった場合には、当該特別会員に対してのみ開示する義務を負います。

(役員会)

第 22 条 必要に応じて会長が招集し、会長が議長となります。

ただし、本文に関わらず、総役員の 2 分の 1 が出席の意思表明をしない場合、もしくは総役員の過半数が会長に委任状を提出した場合は、会長の選択により、開催しないことができます。

2 役員会における決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総役員の 2 分の 1 を定足数とし、過半数をもって行い、可否同数の場合は、会長の決議をます。ただし、都合により出席できない者は、会長への委任をもって、出席とみなし、会長と同意見の投票をしたものとみなします。

3 役員会は、次の事項を審議し、事務局長が内容を記録します。

- ① 役員総会に付すべき議題・議案・報告に関すること
- 2 支部長が提出した支部会における議決に関すること
- 3 研究会に関すること
- 4 その他、会長が特に必要と認めたこと

2 役員会の議事記録は、役員が、役員相互のやり取りを事後的に確認する場合にのみ、役員へのみ開示されます。

(研究会)

第 23 条 第 12 条の目的をより効果的に達成するため、第 19 条の会議の種類以外に必要に応じて研究会をおくことができます。

2 研究会の構成員、研究事項については、会長が役員会にはかって決定します。

3 研究会の研究結果等については、総会に報告します。

第 4 章 会 計

(会計年度)

第 24 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

(運営資金)

第 25 条 運営資金は、第 58 条以下に示す資金による。

第 5 章 定款の変更

(変更方法)

第 26 条 倶楽部が定款を変更しようとするときは、会長が、役員過半数の同意をもって変更案を作成し、第 21 条 (全体総会) の規定に従い、可決されることが必要です。

第 6 章 解 散

(解 散)

第 27 条 倶楽部は、活動が成功不能になったこと、または、会員の欠亡等を理由として解散する場合があります。

2 前項の場合、翌月以降の会費は返還されます。

(付 則)

第 2 編は、事前連絡の上、2007 年 10 月 25 日より施行します。

第3編 青松倶楽部会員規約

第1章 通則

(本規約の概要)

第28条 会員もしくは会員になろうとする者が第25条第1号の入会金と同条第2号の会費を支払い、青松に関する取り決めに順守する場合、倶楽部は、第51条におけるサービス等を提供する義務を負います。

(適用範囲)

第29条 この会員規約は、青松倶楽部が提供する青松倶楽部会員限定サービス(以下、「会員限定サービス」といいます。)を会員が利用する際、会員になろうとする者が申込等を行う際、そして会員であった者が損害賠償請求の対象とされる際に一切に適用します。

(定義)

第30条 この会員規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

① 「会員契約」とは、青松倶楽部から会員限定サービスの提供を受けるための契約をいい、個人の他、法人、団体等が自らのために会員限定サービスを利用する目的で青松倶楽部と締結する契約をいいます。

② 「会員」とは、青松倶楽部との間で、会員規約に基づき、会員契約を締結している者をいいます。詳しくは次章の会員に関する規定に譲ります。

③ 「利用規約等」とは、青松倶楽部が、この会員規約の他に別途定める各会員限定サービスの利用規約、「ご案内」又は「ご利用上の注意」等で規定する利用上の決まり、利用条件等の告知及び第34条の通知をいいます。

④ 「個人認証情報」とは、会員がユーザー登録時に指定したID及びIDに対応するパスワード等の識別符合との組み合わせであって、当該会員を他の会員と区別して識別するのに足りる情報をいいます。

⑤ 「個人認証」とは、個人認証情報を用いて当該会員の会員限定サービスの利用権限が確認されることをいいます。

⑥ 「プライベート機能」とは、会員限定サービスのうち、会員主導の情報の発信、交換又は共有のための機能を提供するサービスをいいます。

⑦ 「提携サービス」とは、青松倶楽部と契約関係にある提携先(以下「提携先」といいます。)が提供するサービスであって、課金の代行等により、青松倶楽部が関与するものをいいます。

⑧ 「個人情報」とは、会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の会員を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の会員を識別することができるものを含みます。)をいいます。

(規約の範囲)

第 31 条 利用規約等は、名目の如何にかかわらず、この会員規約の一部を構成するものとします。

2 この会員規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

(規約の変更)

第 32 条 青松倶楽部は、**会員の了承を得ることなく、利用規約等を変更することがあります。**この場合、会員限定サービスの利用条件は、変更後の利用規約によります。

2 変更後の利用規約は、青松倶楽部が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を生じるものとします。

(青松倶楽部からの通知)

第 33 条 青松倶楽部は、**オンライン上の表示、会員限定メール**その他青松倶楽部が適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。

2 前項の通知は、青松倶楽部が当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第 2 章 会 員

(会員の構成)

第 34 条 倶楽部の会員は、**一般会員と特別会員**を以って構成します。

(**一般会員**の地位および権限)

第 35 条 一般会員は、会員限定サービスの提供を受ける地位を有します。

2 一般会員は、会員限定サービスの充実を促進するため、次のことができます。

①第 1 編第 10 条の意見を述べること

②第 3 編に関して改善を求めるために意見を述べること

(**特別会員**の地位および権限)

第 36 条 特別会員は、36 条各項の一般会員の地位および権限に加え、倶楽部の構成員として**一定の権限**(9 条、16 条 2 項、20 条、21 条、27 条、52 条 4 号、63 条 2 項) を有します。

(入会審査)

第 37 条 **入会の申込**(40 条) の都度遅滞なく、**会長**が審査します。

2 審査基準は、原則として、**入会資格**(39 条) を有し、**申込の不承諾**(42 条) の条件に該当しないことです。

3 前項の場合に**申込の承諾**(41 条) がなされます。

(入会資格)

第 38 条 倶楽部会員として入会を申請する資格は、次のとおりです。

- ①地震研究に関わる者 民間地震研究者、大学地震研究者、行政地震研究者、企業地震研究者など
- ②地震予知に興味がある者 個人、大学、行政、企業など
- ③地震対策関連に関わる者 対策商品の開発・販売に関わる者、耐震関連の開発・販売・指導に携わる者
- ④その他会長が必要と認める者

(入会の申込)

第 39 条 会員限定サービスの利用を希望する者は、青松倶楽部所定の方法 (倶楽部公式サイト <http://aomatsu.jp/club> の申込フォームまたは上手くいかない場合に限りメール、もしくは FAX) により、入会申込を行うものとします。

- 2 入会申込をした者 (当該入会申込の対象者を含み、以下「申込者」といいます。) は、入会申込を行った時点で、この青松倶楽部に関する取決めに対する承諾があったものとみなします。
- 3 入会申込をしようとする者は、申込に際して、氏名、住所、固定電話番号、携帯電話番号、パソコンメールアドレス、携帯電話メールアドレス等の記入が求められた場合、会員本人のものを記入しなければなりません。

(入会申込の承諾)

第 40 条 青松倶楽部は、入会申込に対し、必要な審査・手続等を経た後にこれを承諾します。青松倶楽部がこの承諾を行った時点で、会員契約が成立するものとします。

- 2 前項の審査・手続等が完了するまでの間、申込者は、倶楽部公式サイトのうち青松倶楽部が別途定める機能を、この会員規約に基づき利用できます。但し、このことでは青松倶楽部が前項の承諾を行ったとはみなされず、申込者がこの会員規約に違反した場合は、審査・手続等が完了するまでの間であっても青松倶楽部は直ちに当該利用を停止するとともに入会申込を承諾しないことがあります。

(申入会込の不承諾の条件)

第 41 条 青松倶楽部は、審査の結果、申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会申込を承諾しないことがあります。

- ① 申込者が**実在しない**こと
- ② 申込の時点で、**会員規約の違反等**により、IDの一時停止、強制退会処分もしくは入会申込の不承諾を現に受け、又は過去に受けたことがあること
- ③ 申込の際の申告事項に、**虚偽の記載**、過度な誤記又は記入漏れがあったこと
- ④ 申込をした時点で過去に会員であった場合、過去に**会費の支払を怠ったことがある**こと

- ⑤ 申込者が**未成年者**、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであること
 - ⑥ 青松倶楽部の業務の遂行上又は技術上支障があるとき
 - ⑦ 過去に**地震掲示板などで問題を起していたこと**
- 2 不承諾の場合、返金にかかる経費を差引いて、既に支払われた額を返金するものとします。

(**譲渡禁止等**)

第 42 条 会員は、会員契約に基づいて**会員限定サービスの提供を受ける権利**を第三者に**譲渡**したり、**売買**、**名義変更**、**質権の設定**その他の**担保に供する等**の行為はできないものとします。

(**変更の届出**)

第 43 条 会員は、**住所**、**電話番号**、その他**青松倶楽部への届出内容**に変更があった場合には、速やかに青松倶楽部に所定の方法 (書面の提出、オンライン上の送信、電話連絡等) で変更の届出をするものとします。なお、婚姻による姓の変更等青松倶楽部が承認した場合を除き、青松倶楽部に届け出た氏名を変更することはできないものとします。さらに、**ID の変更も、原則としてお受けできません**ので、ユーザー登録時には ID を慎重に決定してください。

2 前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、青松倶楽部は一切責任を負いません。

(**一時休会と再開**)

第 44 条 青松倶楽部が別途定める場合を除き、会員は、青松倶楽部に所定の方法 (書面の提出、オンライン上の送信等) で届出をすることにより、会員契約に基づく会員限定サービスの利用を一時的に 1 年間だけ休会することができます。休会后 1 年以内であれば、入会金なしで会員サービスの提供再開を申込みことができます。

(**会員からの解約**)

第 45 条 会員は、会員契約を解約する場合は、所定の方法 (青松倶楽部公式サイトの退会フォームまたは会員情報として登録済みのメールアドレスから青松に宛てたメールに必要事項を記入して送信すること等) にて青松倶楽部に届け出るものとします。その際、青松倶楽部は、既に会員から受領した全金額のうち、まだ到来していない月のための会費から送料または振込手数料を差し引いた額のみ会員に返還するものとします。

- 2 **会員契約に基づいて会員限定サービスの提供を受ける権利は、一身専属性のもの**とします。青松倶楽部は当該会員の死亡を知り得た時点を以って、前項届出があったものとして取扱います。
- 3 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の弁済は第 5 章 (会費) に基づきなされるものとします。

第3章 会員の義務

(利用環境の整備)

第46条 会員は、会員限定サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、会員限定サービスが利用可能な状態に置くものとします。

2 会員は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

(個人認証情報の管理)

第47条 会員は、**自己のパスワード等の個人認証情報を失念した**場合は直ちに青松倶楽部に申し出るものとし、青松倶楽部の指示に従うものとします。

2 会員は、**自己の個人認証情報および個人認証を条件とする会員限定サービス**を利用する権利を、**他者に使用させず、他者と共有しない**ものとします。

3 会員は、自己の個人認証情報の不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任をもつものとします。青松倶楽部は、会員の個人認証情報が第三者（家族等を含みますが、これに限りません。）に利用又は変更されたことよって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

4 会員は、自己の個人認証情報による**会員限定サービスの利用**

に係る会費その他の債務の一切を弁済するものとします。

(自己責任の原則)

第48条 会員は、会員による会員限定サービスの利用と会員限定サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負います。なお、当該利用及び行為には以下の各号が含まれるものとします。

① 前条（個人認証情報の管理）第2項に基づき、会員本人による利用及び行為とみなされる家族等の利用や行為

② 会員が設定したプライベート機能を利用して、第三者が行う情報の発信（掲示板への書き込み等）

2 会員は、自己の会員限定サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合及び紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとします。

3 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4 会員は、会員による会員限定サービスの利用と会員限定サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、青松倶楽部又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が、会員規約上の義務を履行しないことにより青松倶楽部又は第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

(著作権等の保護)

第 49 条 会員は、青松倶楽部が承諾した場合 (当該情報に係る青松倶楽部以外の著作権者が存在する場合には、青松倶楽部を通じ当該著作権者の承諾を取得することを含みます。) を除き、**会員限定サービスを利用して入手した青松倶楽部又は他の著作権者が著作権を有するいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア、画像、音声等** (以下、併せて「データ等」といいます。) も、著作権法で認められた私的使用の範囲内でのみ利用するものとし、**私的使用の範囲を越える複製、販売、出版、放送、公衆送信、情報共有のために利用しないもの**とします。

2 会員は、データ等に対し、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないものとします。

3 会員は、本条に違反する行為を第三者にさせないものとします。

(営業活動の原則禁止)

第 50 条 会員は、会員限定サービスを使用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用 (以下「営業活動」といいます。) をしないものとします。

2 前項にかかわらず、**青松倶楽部が別途承認した場合**は、会員は承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとします。

(禁止事項)

第 51 条 第 50 条 (著作権の保護) 及び第 51 条 (営業活動の禁止) の他、会員は会員限定サービス又は提携サービスを利用し

て以下の行為を行わないものとします。

- ① 青松倶楽部、他の会員もしくは第三者の**著作権、商標権等の知的財産権**を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 (著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます。)
- ② 他の会員もしくは第三者の**財産、プライバシーもしくは肖像権**を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ 他の会員もしくは第三者を**差別もしくは誹謗中傷**し、又は他者の**名誉もしくは信用**を毀損する行為
- ④ 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信又は表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為、犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為
- ⑤ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- ⑥ ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- ⑦ 無限連鎖講 (ネズミ講) を開設、又はこれを勧誘する行為
- ⑧ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為

- ⑨ アクセス可能な青松倶楽部又は他者の情報を改ざん、消去する行為
- ⑩ 青松倶楽部又は他者になりすます行為 (詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- ⑪ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
- ⑫ 選挙の事前運動、選挙運動 (これらに類似する行為を含みます。) 及び公職選挙法に抵触する行為
- ⑬ 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又は嫌悪感を抱く電子メール (そのおそれのある電子メールを含みます。嫌がらせメール) を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- ⑭ 他者の設備又は会員限定サービス用設備 (青松倶楽部が会員限定サービスを提供するために利用する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいい、以下同様とします。) に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与え、又はその恐れのある行為
- ⑮ サーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- ⑯ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段 (いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。) により他者の個人情報を取得する行為
- ⑰ 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに会員限定サービス又は提携サービスを利用する行為、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- ⑱ 上記各号の他、法令、又はこの会員規約に違反する行為、公序良俗に違反する行為 (暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為、心中の仲間を募る行為等を含みます。) 会員限定サービス、提携サービス又は他者サービスの運営を妨害する行為、他の会員又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為、信用の毀損又は財産権の侵害等のように青松倶楽部、提携先、又は他者に不利益を与える行為
- ⑲ 上記各号のいずれかに該当する行為 (当該行為を会員のIDを利用して他者が行っている場合を含みます。) が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- ⑳ 倶楽部会員が入手した情報 (実験情報・倶楽部非公開情報・個人情報等) を、会員本人以外に洩らす行為 (特別な事情により情報を開示する場合は事前に事務局等に連絡を入れるものとします。会員は知り得た情報を脱会後2年間は機密扱いとします。)

第4章 青松倶楽部が提供する会員限定サービス

(サービスの一例)

第52条 青松倶楽部は、ウェブを介さない会員限定サービスの一例として以下の各号のサービス等を提供する。

- ①定期地震予測メールの配信
- ②メールングリストを介した緊急地震予測メールの配信 (特別会員限定)
- ③勉強会への招待 (不定期)
- ④全体総会への招待
- ⑤全体総会での議決権の付与 (特別会員に限る)
- ⑥取決め・規約等変更の申出メールに対する異議申立のメール送信権の付与
- ⑦会長からの有益な情報・連絡事項を内容とするメールの配信

2 青松倶楽部は、ウェブを介する会員限定サービスの一例として以下の各号のサービス等を提供する。

- ①青松 SNS (<http://aomatsu.jp/sns>) に会員としてログインする権限の付与
- ②公式サイトにおける地震勉強・雑談等に関する新旧掲示板へのアクセス投稿権の付与
- ③倶楽部公式サイトにおけるチャットルーム入室権の付与
- ④地震雲等の写真掲示ページへのアクセス投稿権の付与
- ⑤オフ会の計画相談ページへのアクセス投稿権の付与
- ⑥従来の会員専用掲示板へのアクセス投稿権の付与
- ⑦その他、青松 SNS で提供されるサービス

(内容等の変更)

第53条 青松倶楽部は、会員への事前の通知なくして会員限定サービスの内容、名称又は仕様を変更することがあります。

2 青松倶楽部は、前項の変更に関し一切責任を負いません。

(利用上の制約)

第54条 会員は、会員契約の申込の経路・手段によっては、特定の会員限定サービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを承諾します。

(会員証)

第55条 入会基準に合格し入会金及び会費の納付が確認された時点以降に、事務局が会員証の発行を行います。(会員証の発行は、2008年1月以降、随時行われる予定です。)

2 会員証は、第45条および第71条、第72条の退会処理をされない限り有効とします。

(サービスの利用)

第56条 会員は、個々の会員限定サービス及び提携サービスの利用に際し、登録等の手続きが定められている場合は、事前に当該手続を経るものとします。

2 会員は、個々の会員限定サービスの利用に際し、この会員規約の他、利用規約等を遵守するものとします。

(提携サービス)

第 57 条 会員は、会員限定サービスを経由して、提携サービスを利用することができます。提携サービスの利用に係る契約は会員と提携先の間で成立するものとします。

2 会員は、提携サービスの提供主体は、青松倶楽部ではなく提携先であることを認識し、提携先が定める当該提携サービスの利用条件を遵守する他、提携先から指示を受けた場合は、これを遵守するものとします。なお、会員が当該利用条件又は提携先の指示に従わなかった場合、この会員規約に違反したものとみなします。

3 青松倶楽部は、提携サービスの利用により発生した会員の損害 (他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)、及び提携サービスを利用できなかったことにより発生した会員の損害に関し、一切責任を負いません。

4 青松倶楽部が、提携先からの委託を受け、提携サービスの利用料金の徴収を行う場合は、会員は青松倶楽部に対して、当該利用料金を支払うものとします。

5 会員は、提携サービスの利用においても、第 49 条 (自己責任の原則) が適用されることを承諾します。

第 5 章 青松倶楽部の運営資金

(経 費)

第 58 条 本倶楽部の経費は次の収入によります。

- ① 入会金
- ② 会費
- ③ 寄付金
- ④ 前年度からの繰越金
- ⑤ 関連事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(入会金)

第 59 条 会員になろうとする者は、入会の申込受理の通知後、7 日以内に月会費 3 か月分または年会費とともに入会金として ¥3,000 を青松倶楽部指定の口座に納めなければなりません。

2 一度退会された元会員の方は、退会后 1 年以内に限り、再開の申込において入会金の支払いが免除されます。

(月会費・年会費)

第 60 条 会員 (会員になろうとする者を含む) は、倶楽部の運営に必要な資金として、会費を、入会時および会員権継続の際に、次に定める額納めなければなりません。

- ① 一般会員の会費は、月会費 3 ヶ月分として 3 カ月毎に ¥6,000、または、年会費として 1 年毎に ¥20,000 の何れかです。一般会員の選択により、一方を選ぶものとします。

- ② 特別会員の会費は、月会費3ヶ月分として3ヶ月毎に
¥9,000、または、年会費として1年毎に¥30,000の何れか
です。特別会員の選択により、一方を選ぶものとします。

(寄付金)

第61条 寄付金は、(月会費・年会費)とは取り扱いを別にし、
入会金や会費とはならないものとします。

(勉強会参加費)

第62条 非会員の方は、勉強会参加費として、その都度、
¥1,000~2,000 (内容によります) を会場にて支払わなければ
なりません。

2 一般会員の方は、勉強会参加費として、その都度、一般参加
者の半額¥500~1,000 (内容により) を会場にて支払わなけれ
ばなりません。

3 特別会員の方(ご家族含む)の勉強会参加費は無料とします。

(臨時会費および負担金)

第63条 倶楽部は、第58条第6号(その他の収入)の例として、
臨時会費及び負担金を支払うことを、役員会の決議を得て、会
員に対して、倶楽部に支払うことを請願することができます。

2 臨時会費とは、未だ会員権継続のための支払期限が到来して
いないにもかかわらず、役員会の決定により請願されたこと
により前倒しして支払われる会費をいい、支払うことによつて通
常の会費の支払いと同様の効果とともに、倶楽部の経済的救済

を実現する効果を有します。

3 負担金とは、臨時会費とは別に役員会の決定により請願され
たことを契機に、会員によって支払われる資金をいい、寄付金
と同様の効果とともに、倶楽部の経済的救済を実現する効果を
有します。

4 会長は、臨時会費及び負担金を納めた会員に対して、感謝の
意を表明するとともに、役員を選任に際して優位な地位を与え
る義務を負います。(臨時会費及び負担金を納めなかった会員
が、特に不利な待遇を受けるということはございません。)

(決済手段)

第64条 会員は、運営資金の支払いその他の債務の弁済として、
次のいずれかの口座へ振り込んでください。

①郵便局 普通預金口座 記号 10590 番号 60774321

口座名義人：青松倶楽部 (アオマツ クラブ)

②銀行 三菱東京UFJ銀行 豊田南支店 (店番 4 0 8)

普通預金口座 口座番号 3 7 8 4 2 6 9

口座名義人 青松倶楽部・代表・進村 耕喜

(アオマツクラブ ダイヒョウ シンムラコウキ)

(決済日)

第65条 入会時の支払は、申込後一週間以内とします。

第66条 入会後の支払は、有効期限が切れる日を期限とします。

第6章 利用制限、サービス提供の中断及び終了

(利用制限)

第67条 青松倶楽部は、会員が以下のいずれかに該当する場合は、当該会員の承諾を得ることなく、当該会員の会員限定サービスの利用を制限することがあります。

- ①利用状況、青松倶楽部に寄せられた苦情等から、**会員規約に違反する行為があったと推認される場合**
- ②電話、FAX、電子メール等による**連絡がとれない場合**
- ③会員宛てに発送した郵便物が青松倶楽部に返送された場合
- ④上記各号の他、青松倶楽部が緊急性が高いと認めた場合

2 青松倶楽部が前項の措置をとったことで、当該会員が会員限定サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、青松倶楽部は一切責任を負いません。

(データ等の削除)

第68条 会員が会員限定サービス用設備に蓄積したデータ等が、青松倶楽部が各会員限定サービスごとに定める所定の期間又は量を超えた場合、青松倶楽部は会員に事前に通知することなく削除することがあります。また**会員限定サービスの運営及び保守管理上の必要から、会員に事前に通知することなく、会員が会員限定サービス用設備に登録したデータ等を削除することがあります(自己の書込は、自らバックアップをお願いします)**。

2 青松倶楽部は、前項に基づくデータ等の削除に関し、一切責任を負いません。

(一時的な中断)

第69条 青松倶楽部は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に会員限定サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- ① 会員限定サービス用設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合
- ② 火災、停電等により会員限定サービスの提供ができなくなった場合
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災により会員限定サービスの提供ができなくなった場合
- ④ 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により会員限定サービスの提供ができなくなった場合
- ⑤ その他、運用上又は技術上青松倶楽部が会員限定サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

2 青松倶楽部は、前項各号のいずれか、又はその他の事由により会員限定サービスの全部又は一部の提供に遅延又は中断が発生しても、これに起因する会員又は第三者が被った損害に関し、この会員規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。

(サービス提供の終了)

第70条 青松倶楽部は事前にオンライン通知をした上で、会員限定サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。

2 青松倶楽部は会員限定サービスの提供の終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとします。

第7節 会員規約違反等への対処

(会員規約違反等への対処)

第71条 青松倶楽部は、**会員が会員規約に違反した場合もしくは違反が推認される場合**、会員による会員限定サービスの利用に関して青松倶楽部にクレーム・請求等が寄せられ、かつ青松倶楽部が必要と認めた場合、又はその他の理由で青松倶楽部が必要と判断した場合は、当該会員に対し、以下のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- ① 会員規約に違反する行為又はそのおそれのある**行為を止めること**、及び同様の**行為を繰り返さないことを要求**します。
- ② 青松倶楽部に寄せられたクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されている Web サイトのインターネット上の位置情報その他当該内容を知る方法を適切な方法でインターネット上に表示すること、又はクレーム・請求等の解消のための**当事者間の協議 (裁判外紛争解決手続きを含みます。) を行うことを要求**します。
- ③ 会員が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を**削除**し、又は閲覧できない状態に置きます。
- ④ **IDの使用を一時停止**とし、又は**強制退会処分** (会員契約の解約を意味し、以下同様とします。) とします。

2 前項の規定は第48条 (自己責任の原則) に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。

3 会員は、本条第1項の規定は青松倶楽部に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、青松倶楽部が本条第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、青松倶楽部を免責するものとします。

4 会員は、本条第1項の第4号及び第5号の措置は、青松倶楽部の裁量により事前に通知なく行われる場合があることを承諾しなければなりません。

(青松倶楽部からの解約 (強制退会処分))

第72条 前条(会員規約違反等への対処) 第1項第4号の措置
の他、会員が以下のいずれかに該当する場合は、青松倶楽部は
当該会員に事前に何等通知又は催告することなく、IDの使用
を一時停止とし、又は強制退会処分としますことができるもの
とします。

- ① 第41条(入会申込の不承諾の条件) 第1項各号のいづれ
かに該当することが判明した場合
- ② 運営資金その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否し
た場合
- ③ 会員が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助
開始の審判を受けた場合
- ④ 青松倶楽部から前条(会員規約違反等への対処) 第1項第
1号から第3号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、
要求に応じない場合
- ⑤ 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、
又は義務や理由のないことを強要し、青松倶楽部の業務が著
しく支障を来たした場合
- ⑥ 青松、研究室及び倶楽部に対して不利益を与えた場合
- ⑦ 青松非公開情報を他人に漏洩した場合
- ⑧ その他青松倶楽部が会員として不適当と判断した場合

2 前条(会員規約違反等への対処) 第1項第5号又は前項によ
り強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で
発生している利用料金その他の債務等青松倶楽部に対して負担
する債務の一切を一括して弁済するものとします。

- 3 会員がIDを複数個保有している場合において、当該IDの
いずれかが前条(会員規約違反等への対処) 第1項第5号又は
本条第1項により、使用の一時停止又は強制退会処分の対象と
なったときは、青松倶楽部は、当該会員が保有する他のすべ
てのIDの使用を一時停止とし、又は強制退会処分としますこと
ができるものとします。
- 4 青松倶楽部は、入会申込時に届け出られた住所、電話番号、
クレジットカード等の情報、電子メールの送信状況及び受信者
からの通報により認知した内容等に照らして、同一の会員が他
の名義で取得したと推測される複数のIDを併用して、又は複
数の会員が共同で第51条(禁止事項) 第13項又は第14項
に違反する行為(いわゆる迷惑メール、SPAMメールの送信)
を行っているとは推測されるときは、当該行為のために使用され
た全てのIDの使用を一時停止とし、又は強制退会処分としま
すことができるものとします。
- 5 会員が第51条(禁止事項) に違反し、又は本条第1項各号
のいずれかに該当することで、青松倶楽部が損害を被った場合、
青松倶楽部は、IDの使用の一時停止又は強制退会処分の有無
にかかわらず、当該会員(会員契約を解約された者を含みま
す。) に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。
- 6 会員は、青松倶楽部が本条第1項、同第3項及び同第4項に
定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、
青松倶楽部を免責するものとします。

第8章 会員に対する損害賠償責任

(責任の制限)

第73条 青松倶楽部の責に帰すべき事由(第69条(一時的な中断)第1項第1号及び第5号の場合を除きます。)により、会員が会員限定サービスを一切利用できない状態(会員限定メール配信もできない場合)です。以下「利用不能」といいます。)に陥った場合、青松倶楽部は、この会員規約で特に定める場合を除き、青松倶楽部が当該会員における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上利用不能が継続した場合に限り、1料金月の月額会費の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨てとします。以下「賠償額」といいます。)を限度として、会員に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、青松倶楽部の責に帰さない事由により生じた損害、青松倶楽部の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、青松倶楽部は賠償責任を負わないものとします。また、会員が損害賠償請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。

2 青松倶楽部は、以下の方法のいずれか、又はこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。

①後に請求する会員限定サービスの利用料金から賠償額に相当する金額を減額すること

②賠償額に相当する会員限定サービスの使用权を付与すること

3 利用不能が青松倶楽部の故意又は重大な過失により生じた場合には、前二項は適用されないものとします。

4 会員限定サービスにかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因し会員が利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、青松倶楽部がかかる電気通信役務に関して当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、青松倶楽部は第1項及び第2項に準じて会員の損害賠償の請求に応じるものとします。

5 前項において、賠償の対象となる会員が複数ある場合、会員への賠償金額の合計が青松倶楽部が受領する損害賠償額を超えるときは各会員への賠償金額は、青松倶楽部が受領する損害賠償額を第1項により算出された各会員への賠償額で比例配分した額とします。

6 本条の規定は、法人や団体等が青松倶楽部と締結した契約に基づき会員限定サービスを利用している会員には適用されません。

(免責)

第74条 青松倶楽部は、青松倶楽部又は提携先が提供するデータ等及びプライベート機能を利用して第三者が登録するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、一切責任を負いません。

2 青松倶楽部は、会員が会員限定サービス用設備に蓄積したデータ等が消失(本人による削除は除きます。)し、又は他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力を以って、消失又は改ざんに伴う損害賠償の請求を免れるものとします。

3 青松倶楽部は、会員に宛てた大量の迷惑メールの送信が行われた場合、会員限定サービス用設備にかかる負荷を軽減し、会員限定ウェブサービスの提供に遅延が生じないようにするため、又は遅延を解消するため、迷惑メール対策ポリシーに基づき、当該迷惑メールの受信を拒否し、又は消去することがあります。又、会員に宛てた迷惑メールの送信元(メールアドレス、IPアドレス等)が虚偽又は実在しないものと認められた場合についても、迷惑メール対策ポリシーに基づき、当該迷惑メールの受信拒否(緊急性に応じて、当該迷惑メールの消去を行うことを含みます。)を行うことがあります。なお、青松倶楽部が迷惑メールの受信拒否又は消去を行った場合、迷惑メールの発信元メールサーバを経由したメールを受信できなくなることがあります。この場合、青松倶楽部は会員からの要請に基づき、合理的な範囲で不都合の解消に努めるものとし、その解消への努力を以って、不都合に伴う損害賠償の請求を免れるものとし

ます。

4 会員限定サービスの内容は青松倶楽部がその時点で提供可能なものとし、会員に対する青松倶楽部の責任は、会員が支障なく会員限定サービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもって会員限定サービスを提供することに限られるものとし

5 青松倶楽部は、会員限定ウェブサービスの利用により発生した会員の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)に対し、会員がこの会員規約を遵守したかどうかに関係なく、一切責任を負いません。

6 第67条(利用制限)第2項、第68条(データ等の削除)第2項、第69条(一時的な中断)第2項、本条第2項及び本条第3項に定める他、青松倶楽部は会員限定サービスを提供できなかったことにより発生した会員又は第三者の損害に対し、この会員規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。

第9章 個人情報・通信の秘密

(個人情報)

第75条 青松倶楽部は、個人情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2 青松倶楽部は、個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- ① インターネット接続サービス、その他インターネットを通じた通信、情報サービス、及びネット広告、出版、小売(中古品小売を含みます。)等会員限定サービスを提供すること
- ② 会員限定サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
- ③ 個々の会員に有益と思われる青松倶楽部のサービス(会員限定サービスに限りません。)又は提携先の商品、サービス等の情報を、会員がアクセスした青松倶楽部のWebページその他会員の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお、会員は、青松倶楽部が別途定める方法で届け出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
- ④ 会員から個人情報の取扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、又は電話すること。
- ⑤ 会員の解約日より1年間を限度として、前四号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
- ⑥ その他会員から得た同意の範囲内で利用すること。

3 青松倶楽部は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報の取り扱いを委託先に委託することができるものとします。

4 青松倶楽部は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること(画面上それらを明示し、会員が拒絶する機会を設けることを含みます。)を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

5 青松倶楽部は、会員の端末を特定する目的でクッキーを設定することがあります。青松倶楽部は、クッキーと特定の会員限定サービスの利用のためのIDとの組み合わせにより特定された会員の会員限定サービスの利用状況を個人情報として取り扱います。

6 本条第4項にかかわらず、青松倶楽部は、以下の各号により個人情報を開示、提供することがあります。

- ① 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には、当該処分の定める範囲で開示、提供することがあります。
- ② 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で開示、提供することがあります。
- ③ 生命、身体又は財産の保護のために必要があると青松倶楽部が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。

- 7 本条第4項にかかわらず、会員による会員限定サービス又は提携サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、青松倶楽部は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。
- 8 本条第4項にかかわらず、特に必要と認めた場合には、青松倶楽部は、必要な範囲で個人情報を開示、提供することがあります。
- 9 会員は、自らの個人情報を会員限定サービスを利用して公開するときは、第48条(自己責任の原則)、第74条(免責)第2項及び第5項が適用されることを承諾します。
- 10 青松倶楽部は、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、青松倶楽部は、統計資料を提携先等に提供することがあります。

(通信の秘密)

第76条 青松倶楽部は、電気通信事業法第4条に基づき、会員の通信の秘密を守るものとします。

2 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、青松倶楽部は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、青松倶楽部は、当該開示請求の範囲で本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
- 4 生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、青松倶楽部は、当該保護のために必要な範囲で本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
- 5 青松倶楽部は、会員の会員限定サービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規会員限定サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、青松倶楽部は、統計資料を提携先等に提供することがあります。

第10章 その他

(専属的合意管轄裁判所)

第77条 会員と青松倶楽部の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員と青松倶楽部の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第78条 この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

青松倶楽部に関する取決めは、
2007年11月20日に、
進村耕喜の責任によって更新されました。